自己評価及び委員評価 S:特に良い成果を得た。 A:良い成果を得た。 B:期待した成果を得られなかった。 C:検討中、未実施、終了のため評価なし。 次年度以降の方向性 S':特に積極的に取り組む。 A':成果上昇をめざし継続実施。 B':現状維持のため継続実施。 C':縮かする。 D':終了・廃止する。

LATA				自己評価				~=	
能	事業		具体的な事業内容	実績値	R4年度	自己評価の理由	次年度以降の方向 性	委員 評価	意見・評価の理由
五 広 報 機 能		1	一般市民向け講座「任意後見制度と遺言」 日時:令和4年9月28日(水)午後2時~3時45分 場所:秋川ふれあいセンター2階会議室及びオンライン 対象市民 講師:弁護士 その他:東京法務局の職員による自筆遺言証書保管制度の周知を行った	14人					
	講座の	2	一般市民向け講座「事例で学ぶ成年後見制度」 日時:令和5年2月8日(水)午後2時~3時45分 場所:秋川ふれあいセンター2階会議室 対象:市民 講師:社会福祉士	18人	A	令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症が若干終息傾向であったため、オンラインを活用しつつ、各種講座を開催した。とくに、これまで実施していなかった関係者向けの講座を行うことで、成年後見制度への理解と成年後見制度でできること、できないことを理解してもらうことができた。			
	の 開 催	3	成年後見制度講座「成年後見制度について」 日時: 令和5年2月11日(土)午後6時~7時30分 場所: 中央公民館第7研修室 対象: 障がい児・者親の会「ととの会」 講師: 社協相談支援係職員	10人			A'		
		4	関係者向け講座「支援者が学ぶ、成年後見制度講座」 被後見人等を支えるチームの一員となる支援者向けに、成年後見制度の講座を開催 した。 日時:令和4年9月28日(水)午後2時~3時45分 場所:オンライン形式で開催 対象:介護支援専門員・地域包括支援センター職員・医療相談員 講師:司法書士	43人					
	周知啓発活動	5	パンフレットの作成・配付、広報紙やホームページ、Facebookへの掲載制度の普及啓発として、あきる野市社会福祉協議会で2種類の独自パンフレットを作成し、社協や市役所の窓口に設置、配付した。また社協広報紙あいネットやホームページ、フェイスブックに事業内容や相談会について定期的に掲載し、事業の周知を図った。			法人において、令和4年度から広報や ホームページに加え、Facebookを利用し、 若年層への周知を行った	A'		

自己評価及び委員評価 S:特に良い成果を得た。 A:良い成果を得た。 B:期待した成果を得られなかった。 C:検討中、未実施、終了のため評価なし。 次年度以降の方向性 S':特に積極的に取り組む。 A':成果上昇をめざし継続実施。 B':現状維持のため継続実施。 C':縮小する。 D':終了・廃止する。

		具体的な事業内容	自己評価				~=	
能	事 業		実績値	R4年度	自己評価の理由	次年度以降の方向 性	委員 評価	意見・評価の理由
	成年後見制度に関する相談対応	相談延べ人数 205人(実人数100人) ア 成年後見制度の利用相談 相談及び対応件数 698件 イ 福祉サービス利用に関する専門的な相談 相談及び対応件数 0件 6 ウ 福祉サービスの利用に際しての苦情相談 相談及び対応件数 0件 エ 判断能力不十分な人々の権利擁護相談 相談及び対応件数 0件 オ その他 相談及び対応件数 0件	左記のとおり		相談の実人数は、令和3年度と比較し12 人減少しているが、引き続き丁寧な相談に 努めた。	A'		
2 相談機能	専門相談会の実施司法書士による成年後見制度	福祉サービスの苦情相談や成年後見制度に関する相談会(予約制)を奇数月第2火曜日に実施した。1人40分、3ケースまで受付 第1回 令和4年 5月10日(火) 2件 7 第2回 令和4年 7月12日(火) 1件 第3回 令和4年 9月13日(火) 2件 第4回 令和4年11月 8日(火) 2件 第5回 令和5年 1月10日(火) 2件 第6回 令和5年 3月14日(火) 2件	11件	А	1回あたりの相談件数は、コンスタントに2件あり、隔月欠かすことなく実施することができた。	A'		
	弁護士による福祉法律相談会の実施	判断能力が低下した方を対象とする法律相談会(予約制)を偶数月第2火曜日に実施した。1人40分、3ケースまで受付 第1回 令和4年 4月12日(火) 相談件数 2件 8 第2回 令和4年 6月14日(火) 相談件数 3件 第3回 令和4年 9月 7日(火) 相談件数 3件 第4回 令和4年10月11日(火) 相談件数 2件 第5回 令和4年12月13日(火) 相談件数 2件 第5回 令和5年 2月14日(火) 相談件数 3件	15件	S	令和3年10月から始まった弁護士による相談会において、毎回3件程度の相談があり、隔月欠かすことなく実施することができた。	A'		

自己評価及び委員評価 S:特に良い成果を得た。 A:良い成果を得た。 B:期待した成果を得られなかった。 C:検討中、未実施、終了のため評価なし。 次年度以降の方向性 S':特に積極的に取り組む。 A':成果上昇をめざし継続実施。 B':現状維持のため継続実施。 C':縮小する。 D':終了・廃止する。

LATA				自己評価					
機能	事 業		具体的な事業内容	実績値	R4年度	自己評価の理由	次年度以降の方向 性	委員 評価	意見・評価の理由
თ 1	受任調整(マッチング)支援	9	ア 受任調整会議の開催 成年後見制度の適切な利用や相談者への適切な対応及び後見人等候補者の選任を公正中立に行うことを目的として、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)及び行政職員、社協職員の委員で構成する受任調整会議を設置、開催した。 第1回 令和4年5月23日(月)午後4時~6時第2回 令和4年7月 5日(火)午後1時30分~2時30分第3回 令和4年7月25日(月)午後4時~6時第4回 令和4年9月26日(月)午後4時~6時第5回 令和4年1月29日(火)午後3時~5時第6回 令和5年1月23日(月)午後4時~5時30分第7回 令和5年3月27日(月)午後4時~5時30分第7回 令和5年3月27日(月)午後4時~5時30分第7回 令和5年3月27日(月)午後4時~5時30分	16件	А	令和4年1月から始まった受任調整会議について、当初は手探りの状況でスタートしたら、委員の意見を参考にしながら検討シートを適宜変更するとともに、臨時会を含め計7回開催することができ、様々な助言を受けることによって、あらためて「チームによる対応」を意識することができた。	A'		
成年後見制度利用促進機	地域連携ネットワークの		ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制を整備 関係機関等と連携し、権利擁護支援が必要な方の早期発見及び対応を行った。 イ 本人を支援者や後見人等とともに支える「チーム」による対応 成年後見制度利用に向けた支援会議を適宜開催するとともに、後見人等が選任された後にも、支援方針の確認や本人の意向・状況確認のために支援者と訪問し、 チームとして対応した。		А	権利擁護支援が必要な人の対応について、適宜情報共有や支援会議等を開催し、チームによる対応を図ることができた。	Α'		
能	向けた調査・検討法人後見業務実施に	11	市との意見交換を行ない、実施に向けて、東社協が取りまとめた「法人後見・法人 後見監督及び市民後見人の養成・支援に関する受任状況等調査」に基づき、都内社 協の実施状況を確認した。 西多摩ブロックの権利擁護担当者会議にて地域の法人後見の実施状況や実施に 向けた進捗状況について確認した。		А	市の意向を受け、法人内部で検討した結果、法人後見の実施に向け意思統一を図ることができた。	s'		
	度との連携地域福祉権利擁護事業等関連制	12	ア 地域福祉権利擁護事業との連携 本会が実施する地域福祉権利擁護事業の対象者のうち、成年後見制度の利用が 望ましいケースについて、利用支援や調整を行った。 成年後見制度への移行0件、申立て準備件数2件 イ 地域福祉権利擁護事業の対象拡大 相談及び対応件数 50件 契約件数1件(新規1件、終了0件)	左記のとおり	В	主として地域福祉権利擁護事業を担当する職員の経験不足をフォローする体制がなかった。	A'		
4 後見人	サポート後見人等の	13	専門職後見人・被後見人等のサポート 社会資源の情報提供、被後見人等の支援方針についての相談対応、被後見人等 の状況報告、同行訪問、支援者会議の開催・出席等	- 69件	В	サポートを希望する専門職や被後見人が少ない状況もあるが、積極的な取組はほとんどできていない。	B'		
後見人等支援機能	サポート	14	親族後見人のサポート 家庭裁判所へ提出する報告書の書き方、後見人等に選任された後の手続き等の情報提供、被後見人等の支援方針についての相談対応		В	同上	в'		

自己評価及び委員評価 S:特に良い成果を得た。 A:良い成果を得た。 B:期待した成果を得られなかった。 C:検討中、未実施、終了のため評価なし。 次年度以降の方向性 S':特に積極的に取り組む。 A':成果上昇をめざし継続実施。 B':現外計算のため継続実施。 C':親小する。 D':終了・廃止する。

1.000	事業		具体的な事業内容	自己評価						
機能				実績値	R4年度	自己評価の理由	次年度以降の方向 性	委員 評価	意見・評価の理由	
機能 機能 ちゅうきん 機能 おいまん しゅうしゅう おいまん しゅうしゅう しゅう	事務局機能あきる野市成年後見制度利用促進協議会の	15	令和4年度より、市が成年後見制度の利用促進に関し、法律、医療、福祉等の分野における地域体制を構築し、権利擁護支援を行うため、あきる野市成年後見制度利用促進協議会を設置した。社協においては、中核機関として、市と連携しながら事務局機能を担い、利用促進協議会に参加した。 第1回日時 令和4年7月14日(木)午後2時30分~4時場所 あきる野市役所503会議室内容 委嘱書交付、会長・副会長選出、成年後見制度推進事業「中核機関」について、令和3年度事業報告について、令和4年度事業計画について、各関係機関における現状及び課題について 第2回日時 令和5年3月3日(木)午後5時~6時30分場所 あきる野市役所505会議室内容 あきる野市における成年後見制度の利用に関する課題について	2回	А	令和3年度まで社協が行っていた運営委員会を発展的に解消し、市が主体となって利用促進協議会を立ち上げたが、中核機関として市と連携を図り、利用促進協議会へのスムーズな移行と運営を行った。	A'			
6 オンラインを活用し	した体制整備 おンラインを活用	16	相談支援体制の充実を図るため、ZOOMを利用したオンライン体制を整備し、支援者向けの成年後見制度講座の実施や、成年後見制度の相談及び関係者との打合せ等をオンラインで実施した。		A	オンラインとの併用によるハイブリッド形式 の講座を初めて行うなどし、参加しやすい 環境に取り組んだ。	B'			
総括	また、受一方、年	中核機関として2年が経過し、正規職員も2名体制となったことで1名にかかる負担は軽減され、新たな取組みも行うことができた。 また、受任調整会議が定着し、様々な専門職の意見やアドバイスを受けることができたため、職員自身も気付きや視野が広くなり、アプローチ方法を変えるなどスキルアップにもつながっている。 一方、年々増加していた相談件数は落ち着きを見せ始めているものの、事業の性質上、1つのケースにかかる対応時間は長くなり、単に相談援助業務に優れた職員であっても、複雑なケースは経験豊富な職員の対応が多くなってしまう傾向にある。 さらに、地域福祉権利擁護事業との連携や成年後見制度への移行のタイミングなどの課題もあり、相談者や利用者のケース共有、ケース検討や振り返りなどに時間が取れていない状況である。 こうしたことから、今後も人材育成に努めるとともに、法人全体としても法人後見の実施について共通認識を図る必要があるため、引き続き委託者であるあきる野市と連携と意思疎通を十分図る必要がある。								